

市県民税・国民健康保険税は 3月15日までに申告しましょう！

～ことしの申告会場は市役所13階です～

ことしは、例年どおり市役所13階・大会議室で受け付けます。また、この時期は駐車場が大変混雑します。できるだけ公共交通機関をご利用ください。

申告が必要な人

- ことし1月1日現在市内に住んでいた人で
- 佐世保市国民健康保険の世帯主と、前年中に収入があった世帯員
- 営業、農業、不動産、その他事業などの所得がある人
- 給与所得者で、給与のほかに年金、営業、農業、不動産、その他事業などの所得がある人
- 日雇い、パート、アルバイトなどの収入がある人
- 平成18年中に退職し、再就職していない人
- 公的年金受給者で、所得税が源泉されている人、社会保険料、医療費、生命保険料などの所得控除を受ける人、年金以外の所得がある人
- 市内に住んでいなくても、市内に家族がいる人、事務所や事業所、家を持っている人

申告の必要がない人

- 税務署で所得税の確定申告をする人
- 給与以外の所得がなく、勤務先から給与支払報告書が提出されている人

申告をしないと

年金、扶養、医療、幼稚園、公営住宅、奨学金、事業資金の融資などの申請に必要な所得証明や課税証明等が発行できません。

税源移譲により税制が改正されます

平成19年度分から個人住民税の税率が一律10%になります。これにより個人住民税の負担額が増える人もいますが、所得税が減ることなどで、合わせた負担額は変わりません（ただし、定率減税の廃止による負担額は増えます）。

申告に必要なもの

- 印鑑、申告書
- 源泉徴収票（年金、恩給を含む）か給与支払証明書
- 事業所得の人は収支内訳書、その他の所得の人は所得金額が証明されるもの
- 生命保険料、損害保険料、医療費などの各種所得控除のための証明書、領収書
- 配偶者特別控除を受ける人は、配偶者の所得が分かるもの（源泉徴収票など）

申告書の提出先

原則として

- 税務署から確定申告書が送られてきたら →税務署
- 市の申告書が送られてきたら →佐世保市
- 収入が給与だけ、年金だけ、給与と年金の2種類だけのいずれか →税務署か佐世保市

●お尋ね

- 市県民税・国民健康保険税
→市役所市民税課（☎0956-24-1111）
- 所得税の確定申告
→佐世保税務署（☎0956-22-9196）

ながさき森林環境税（県民税）導入のお知らせ

ながさき森林環境税は、森林を守り育てる取り組みに使います。

- 「環境重視」の森林づくり
 - ・「水源の森」の整備
 - ・樹木の生育を妨げる竹の伐採
 - ・台風などで倒れた森林の整備
 - ・作業路など、森林の手入れを促す環境づくり
- 「県民協働」の森林づくり
 - ・県民の皆さんの提案・参加による森林づくり活動の支援
 - （例）森林環境学習の支援や間伐材等の利用促進など

ながさき森林環境税は、県民税に加算して納めていただきます。

- 個人（県内に住所、家屋敷などがある人）
課税額：県民税均等割額に年間500円を加算
※県民税均等割が非課税の人には課税されません。
- 法人（県内に事務所などがある法人等）
課税額：県民税均等割額の5%相当額を加算
※資本金等の額により、1,000円～40,000円
- お尋ね
県農林部林務課（☎095-895-2983）
県総務部税務課（☎095-895-2214）

市政通信

異動シーズンで

窓口が大変混雑します

3月中旬から4月中旬にかけて、本市への転入や市外への転出など異動が多くなり、戸籍や住民票など各種手続きのため市役所の窓口が大変混雑します。

長く待たずに、できるだけスムーズに手続きをするためのいくつかの方法をご紹介します。



●**混み合わない時間帯を選ぶ**
週初めは特に混んでいます。週の半ばで、8時30分～10時と、16時以降が比較的すいているようです。

●**休日・夜間申請受付ボックスを利用する**
市役所前や各支所前に戸籍謄・抄本と住民票の休日・夜間申請受付ボックスを設置しています。

●**支所・行政センターで手続きをする**
市役所と同じように住所変更手続きや戸籍、住民票などの発行ができます。お近くの支所や行政センターをご利用ください。

●**印鑑をお忘れなく**
戸籍謄・抄本を請求するときは、印鑑が必要です。代理人が請求するときは、代理人の印鑑と請求者本人の委任状または印鑑が必要です。代理人が住民票を請求するときは、請求者本人の委任状または印鑑が必要です。

※請求者とは本人か、戸籍謄・抄本の場合は同じ戸籍に記載されている人、住民票の場合は同じ住民票に記載されている人です。

●**お尋ね** 市役所戸籍住民課
（☎0956・24・1111）

●**正しい本籍・筆頭者を知っておく**
戸籍謄・抄本の請求をする場合は、本籍・筆頭者を正しく記入してください。

※本市に本籍がない人は、市役所や支所、行政センターでは請求できません。本籍地に請求してください。

引っ越しが決まったら水道局にも届け出を

水道の使用開始や中止の届け出は、お早めに。

●水道局営業課
（☎0956・24・1151）

●東部営業所
（☎0956・38・3326）

●西部営業所
（☎0956・47・2366）

●宇久営業所
（☎0959・57・3111）

●吉井出張所
（☎0956・64・3111）

●世知原出張所
（☎0956・76・2211）

●小佐々出張所
（☎0956・41・3111）

※届け出は、月曜～金曜日（祝日を除く）の8時30分～17時15分（午後）まで。

